

理 由 書

本理由書は、所沢都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I 所沢都市計画区域の位置等

所沢都市計画区域は、都心から約30km圏、本県の南西部に位置しています。また、所沢都市計画区域に含まれる土地の区域は、所沢市の行政区域の全域です。

II 変更の理由

上安松・下安松西地区について、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

【上安松・下安松西地区の概要】

所沢市の東部に位置し、西武池袋線・新宿線の所沢駅から東側に約1.3～2.0km、西武池袋線秋津駅及びJ R武蔵野線新秋津駅から北側に約0.8～1.4kmに位置しています。

III 関連する都市計画

所沢都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 用途地域（所沢市決定）
- ② 防火地域及び準防火地域（所沢市決定）
- ③ 道路（所沢市決定）
- ④ 土地区画整理事業（所沢市決定）
- ⑤ 地区計画（所沢市決定）